

	鳥取県公報	令和 7 年 9 月 2 日（火） 号外第 8 7 号						
		毎週火・金曜日発行						
<table><tr><th colspan="2">目 次</th></tr><tr><td>◇ 規 則</td><td>現業職員就業規則の一部を改正する規則（36）（人事企画課）・・・・・・ 3 鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則（37）（医療政策課）・・・・ 4</td></tr><tr><td>◇ 企業局管 理規程</td><td>企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（3）（経営企画課）・・・・ 7</td></tr></table>			目 次		◇ 規 則	現業職員就業規則の一部を改正する規則（36）（人事企画課）・・・・・・ 3 鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則（37）（医療政策課）・・・・ 4	◇ 企業局管 理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（3）（経営企画課）・・・・ 7
目 次								
◇ 規 則	現業職員就業規則の一部を改正する規則（36）（人事企画課）・・・・・・ 3 鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則（37）（医療政策課）・・・・ 4							
◇ 企業局管 理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（3）（経営企画課）・・・・ 7							

公布された規則のあらまし

◇現業職員就業規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則中引用する現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の条項等を改める。
- (2) 施行期日は、令和7年10月1日とする。

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

大学等における修学の支援に関する法律の一部が改正され、大学等における授業料等減免の対象者に特に優れた者であり、かつ、多子世帯においてその生計を維持する者に生計を維持されている学生等（以下「多子世帯の学生等」という。）が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

授業料等の減免について定めた規定中引用する大学等における修学の支援に関する法律の条項を改める。

(2) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

(1)に準じた改正を行う。

(3) 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正

(1)に準じた改正を行う。

(4) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正

鳥取県立農業大学校の入校料及び授業料の納付を猶予することができる場合に、多子世帯の学生等に該当する者として大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合を加える。

(5) 鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部改正

修学資金の借受者の資格について定めた規定中引用する大学等における修学の支援に関する法律の条項及び用語を改める等所要の規定の整理を行う。

(6) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児部分休業） 第3条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項第1号に規定する育児部分休業の承認を受けることができる。</u> （修学部分休業及び高齢者部分休業） 第4条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項第2号に規定する修学部分休業又は同項第3号に規定する高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u>	（育児部分休業） 第3条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項に規定する部分休業の承認を受けることができる。</u> （修学部分休業及び高齢者部分休業） 第4条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業料等の減免) 第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) <u>第4条第1項</u>の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。 (1)～(3) 略 2 略	(授業料等の減免) 第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) <u>第8条第1項</u>の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。 (1)～(3) 略 2 略

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業料等の減免) 第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) <u>第4条第1項</u>の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。 (1)～(3) 略 2 略	(授業料等の減免) 第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) <u>第8条第1項</u>の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。 (1)～(3) 略 2 略

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業料等の減免) 第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) <u>第4</u>	(授業料等の減免) 第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) <u>第8</u>

条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。 (1)・(2) 略 2 略	条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。 (1)・(2) 略 2 略
--	--

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入校料の納付) 第16条の3 大学校への入校の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入校料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第4条第1項</u>の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、当該減免の可否を決定する日までの間、入校料の納付を猶予することができる。 (授業料の納付期限等) 第17条 授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律第4条第1項の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、前条ただし書の規定を準用する。 2～4 略	(入校料の納付) 第16条の3 大学校への入校の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入校料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第8条第1項</u>の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、当該減免の可否を決定する日までの間、入校料の納付を猶予することができる。 (授業料の納付期限等) 第17条 授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、前条ただし書の規定を準用する。 2～4 略

(鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部改正)

第5条 鳥取県保育士等修学資金貸付規則（平成25年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。 (1)～(4) 略 (5) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第4条第1項の規定により行う授業料等の減免又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）</u>	(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。 (1)～(4) 略 (5) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第3条に規定する大学等における修学の支援（以下「修学支援」という。）</u>を受けている者であること。

<u>第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給</u> （以下「修学支援」という。）を受けている者であること。 イ・ウ 略	イ・ウ 略
--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（育児部分休業）</u> 第16条の2 条例第17条第2項第1号の企業管理規程で定める休業は、職員（配偶者が育児休業をしている職員その他の知事が定める職員を除く。）が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。	<u>（部分休業）</u> 第16条の2 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休業は、職員（<u>非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>、配偶者が育児休業をしている職員その他の知事が定める職員を除く。）が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（<u>2時間を超えない範囲内の時間に限る。</u>）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。
<u>（修学部分休業）</u> 第16条の3 条例第17条第2項第2号の企業管理規程で定める休業は、職員が大学その他の教育施設における修学のために必要な期間中、<u>1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合における休業とする。</u>	
<u>（高齢者部分休業）</u> 第16条の4 条例第17条第2項第3号の企業管理規程で定める休業は、55歳以上の職員が、その定年退職日までの期間中、<u>1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がないと認められる場合における休業とする。</u>	
<u>（子育て部分休暇）</u> 第16条の5 条例第17条第2項第4号の企業管理規程で定める休暇は、職員（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時</u>	

間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び第16条の2に規定する休業の承認を受けた職員を除く。）が、その中学校修了前の子及びこれに相当する子として知事が定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部又は1年の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（介護休暇等）

第16条の6 条例第17条第2項第5号の企業管理規程で定める休暇は、職員が、次の各号に掲げる者（第8号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（1）～（8） 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た

（介護休暇）

第16条の3 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、次の各号に掲げる者（第8号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（1）～（8） 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。））及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得

額を加算した額とする。	た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(鳥取県企業局企業職員就業規則の一部改正)

2 鳥取県企業局企業職員就業規則(昭和38年鳥取県企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第7条 職員の給与の種類及び基準は、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年<u>鳥取県企業管理規程</u>第2号。以下「<u>給与規程</u>」という。)の定めるところによる。 (育児部分休業) 第8条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定の適用を受ける県職員の例により、<u>給与規程</u>第16条の2に規定する休業の承認を受けることができる。 (修学部分休業及び高齢者部分休業) 第8条の3 職員は、地方公務員法第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける県職員の例により、<u>給与規程</u>第16条の3又は第16条の4に規定する休業の承認を受けることができる。	(給与) 第7条 職員の給与の種類及び基準は、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年<u>鳥取県企業局管理規程</u>第2号)の定めるところによる。 (育児部分休業) 第8条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定の適用を受ける県職員の例により、<u>企業局企業職員の給与に関する規程</u>第16条の2に規定する休業の承認を受けることができる。 (修学部分休業及び高齢者部分休業) 第8条の3 職員は、地方公務員法第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける県職員の例により、<u>修学部分休業又は高齢者部分休業</u>の承認を受けることができる。